

平成20年(行ツ)第36号

平成20年(行ヒ)第36号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成18年(行コ)第326号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成19年10月25日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの

とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成20年3月18日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 藤 田 宙 靖

裁判官 堀 籠 幸 男

裁判官 那 須 弘 平

裁判官 田 原 睦 夫

裁判官 近 藤 崇 晴

当 事 者 目 録

名古屋市中村区名駅1丁目1番4号

上告人兼申立人	東海旅客鉄道株式会社
同代表者代表取締役	松 本 正 之
同訴訟代理人弁護士	佐 治 良 三
	後 藤 武 夫
	加 藤 茂
	中 町 誠
	中 山 慈 夫
	男 澤 才 樹
	中 井 智 子

東京都港区芝公園1丁目5番32号

被上告人兼相手方	中央労働委員会
同代表者会長	菅 野 和 夫
同指定代理人	林 紀 子
	横 尾 雅 良
	熊 谷 一 彦
	高 際 淳 一

東京都大田区山王4丁目21番5号 山王ハイツ101号

同補助参加人	ジェイアール東海労働組合
同代表者中央執行委員長	萩 原 光 廣

これは正本である。

平成20年3月18日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 榎谷雄

